社会福祉法人　寿栄会

介護職員等特定処遇改善加算の取組状況（見える化要件）

令和元年 10 月の消費税引き上げに伴い介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。寿栄会においても加算取得を行っており、当該加算算定要件として以下の 3 項目を満たす必要があります。

① 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。

② 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

③ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

寿栄会における職員の処遇改善に関する具体的な取り組みについては以下の通りです。

1・処遇改善加算の算定状況

① 通所介護事業所デイサービスセンター　あいせい　　介護職員等特定処遇改善加算（1）

② 小規模多機能ホーム　黎明館　　介護職員等特定処遇改善加算（1）

2・職場環境等要件

① 資質の向上

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

・年間研修計画の研修体系の構築や他関係事業所との合同研修会の開催。

② 労働環境・処遇の改善

・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入。

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。

・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備。

・希望に応じた公休取得、及び積極的な有給休暇取得。

・事故防止・再発防止の会議、各種事故対応マニュアル等を整備し責任の所在の明確化

③ その他

・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）

・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上。

・非正規職員から正規職員への転換。